

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

要 望 書

【財物賠償の全損扱いについて】

平成27年11月24日

福島県川俣町長 古川 道郎



福島県南相馬市長 桜井 勝延



福島県葛尾村長 松本 允秀



福島県飯舘村長 菅野 典雄



私ども、四市町村においては、平成28年春以降を避難指示解除の目標に掲げ、復興拠点の整備を始め、様々な事業を進めるとともに、特に、川俣町、南相馬市及び葛尾村においては、8月31日から準備宿泊を開始するなど、住民帰還に向け、全力で取り組んでおります。

その中で、貴社への直接請求における財物賠償については、避難指示の継続が6年をもって全損扱いとするものであり、これは、原発事故から4年8カ月が経過し、管理不能により家屋の荒廃が著しく進み、また、事故の影響から地区の全住民が避難しコミュニティが崩壊した中で、土地を始め全ての不動産の価値が完全に失われている現状を全く顧みないものであります。

一方で、裁判外紛争解決手続、いわゆるADRによる集団申し立てに対しては、貴社では、複数の事案において、土地、家屋などの財物を全損扱いとしており、これにより、多くの住民に「なぜ同じ地区の住民同士で同等の賠償が認められないのか、差別があるのか」、「実態に合わない」という格差を生じさせ、一日も早く故郷に帰りたいという意欲を失わせかねないものとなっております。

これまでの住民意向調査の結果から、避難指示の解除後、速やか

に帰還する住民は限定的と見込まれるほか、帰還を開始したとしても、事故以前から培っていた地域コミュニティや商業・農業環境、消防団の防犯・防災活動、教育等が再生されるまで相当の期間を要することは確実であります。このことから、住民が地域に戻り、実際に不動産の管理が可能となるまで事故後6年を経過することが推認できるとともに、解除後においても地域再生が果たされない中では、不動産の価値は全て失われていると認められることから、財物については全損扱いとされるべきであります。

については、住民が被った損害について実態に合った賠償とし、また、住民同士の不公平感を払しょくするため、さらには、来春からの避難指示解除の実現に向け、四市町村長の連名により、下記について強く要望するものであります。

記

現状の財物の損害の状況を踏まえ、裁判外紛争解決手続における和解事例と同様に、財物の価値が原発事故により全て失われていることを認め、避難指示解除の時期にかかわらず、直接請求により全損扱いによる賠償を行うこと。